

お役立ち 人事労務情報（たまにケイリもあるかも？）

# ひばり通信

No.44  
2015年8月号



アロドラ人事労務サポートオフィス(社会保険労務士事務所) 代表 下中理栄子  
shimonakari@allodola-sr.com http://allodola-sr.com  
ケイリエール合同会社(給料計算、経理・記帳代行//人事労務ご相談・コンサルティング)  
k.shimonaka@keiryell.co.jp http://keiryell.co.jp ↓ 横浜に移転しました。  
横浜市西区楠町 1-3 BLA 横浜西口ビル 2階 Tel: 045-550-3656 FAX: 045-345-4589

ひばり通信をお届けします。何かお役に立てましたら幸いです。ご感想やご質問などもお気軽にお寄せください。

## 連載トピックス

## マイナンバー制度のスタートに備えて③

企業が個人番号を取り扱う上では、取得、利用・提供、保管・廃棄、安全管理措置を適切に実施する必要があります。今回は、個人番号の取得にスポットを当てます。

### 企業が個人番号を取り扱う上での注意点/取得編

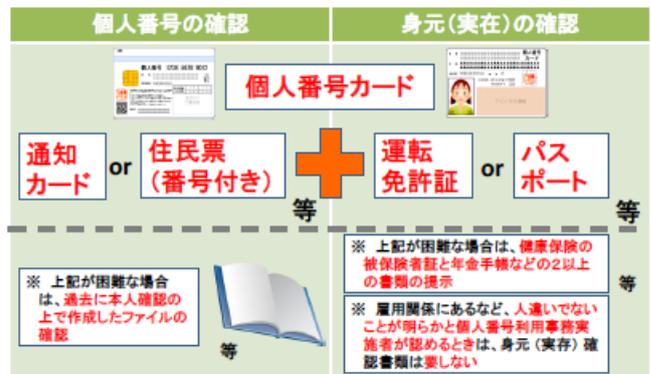
#### 個人番号を取得する際には、利用目的を特定し明示する必要があります

- ・たとえば、源泉徴収のために取得した個人番号は、源泉徴収に関する事務に必要な限度でのみ利用可能です。
  - ・従業員から個人番号を取得する際に、源泉徴収や雇用保険・健康保険・厚生年金保険の手続きなど、利用目的を包括的に明示して取得し、利用することは差し支えありません。
- 注. 利用目的を後から追加することはできません。



#### 成りすまし防止のためにも、本人確認を厳格に行う必要があります

- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認（番号確認）と、②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行うこととされています。所定のルールに従って行う必要があり、原則として、右のように行うこととされています（政府資料）。
- ・対面だけでなく、郵送、オンライン、電話により個人番号を取得することができますが、その場合にも、所定のルールに従った番号確認と身元確認が必要となります。
- ・本人確認は、個人番号の提供を受ける都度、行う必要があります。たとえば、従業員から個人番号を記載した扶養控除等申告書を毎年提出してもらう場合、本人確認も毎回行う必要があります。ただし、2回目以降の番号確認は、初回に本人確認を行って取得した個人番号の記録と照合する方法でも構いません。また、身元確認については、雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できると認めるときは、身元確認のための書類の提示は必要ありません。



疑問: 従業員の扶養家族の個人番号を取得するときは、扶養家族の本人確認も行わなければならないのか?

回答: 扶養家族の本人確認は、各制度の中で扶養家族の個人番号の提供が誰に義務づけられているのかによって異なります。

たとえば、扶養控除等申告書については、従業員が、企業に提出することとされているため、従業員が、その扶養家族の本人確認を行う必要があります(企業側が、扶養家族の本人確認を行う必要はありません)。

一方、国民年金の第3号被保険者の届出については、従業員の配偶者本人が企業に対して届出を行う必要がありますので、企業側が当該配偶者の本人確認を行う必要があります。通常は従業員が配偶者に代わって事業主に届出をすることが想定されますが、その場合は、従業員が配偶者の代理人として個人番号を提供することとなりますので、企業は代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認を行う必要があります。なお、配偶者から個人番号の提供を受けて本人確認を行う事務を事業者が従業員に委託する方法も考えられます。

全国展開する靴小売店の運営会社が、東京都内の2店舗で従業員に違法な長時間残業をさせた\*として、「東京労働局過重労働撲滅特別対策班（通称「かとく」）」は、労働基準法違反容疑で、同社労務担当取締役と店舗責任者の2人を東京地検に書類送検しました。「かとく」はブラック企業対策のため、本年4月、東京と大阪の両労働局に設置された特別対策班ですが、書類送検は本件が初めてとなりました。 画像はイメージで記事とは無関係です



\*「かとく」によると、法定労働時間や労使協定で定めた上限を超え、従業員計4人に対し、月約97～112時間の残業をさせた疑い。同社では過去にも長時間の残業が行われ、東京労働局は平成25年に是正を勧告したが、改善がみられなかったとのこと。

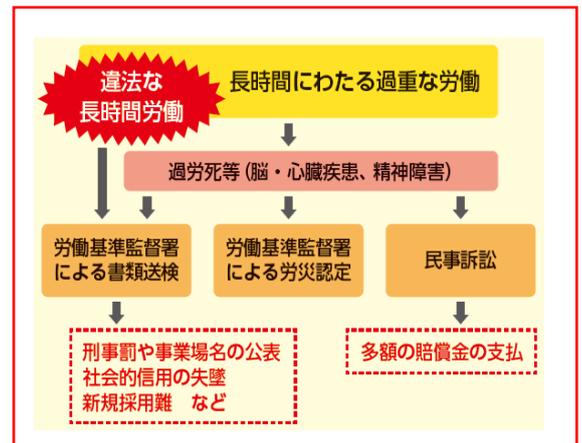
厚生労働省では、上記書類送検の少し前に「長時間労働の削減に向けて」というリーフレットを作成し、公表していたところであり、長時間労働の是正が政府の重要政策であることがうかがえます。以下で、そのリーフレットの概要を紹介します。

### 「長時間労働の削減に向けて」の概要

「長時間労働の削減に向けて」では、「長時間労働の削減に向けて、あなたの会社の取組内容を、チェックしてみましょう」とした上で、これらの取組をしていない場合のリスクを示しています。

#### <チェック項目>

- 36協定は限度基準などに適合したものとなっていますか？
- 労働時間を適正に把握していますか？
- 年次有給休暇の取得を促進していますか？
- 産業医や衛生管理者などを選任していますか？
- 衛生委員会などを設置していますか？
- 健康診断や健康診断結果に基づく適切な事後措置などを実施していますか？
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し医師による面接指導などを実施していますか？



#### <上記の取組をしていない場合のリスク>

- ◆ 労働基準監督署による書類送検
- ◆ 労働基準監督署による労災認定
- ◆ 民事訴訟による多額の賠償金の支払請求〔上図（リーフレットより抜粋）参照〕

☆チェック項目は、労働基準法、労働安全衛生法などが遵守されているか否かを判断するためのものとなっています。その詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

### お仕事 カレンダー 8月

- |      |   |
|------|---|
| 8/10 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●一括有期事業開始届の提出（建設業）<br/>主な対象事業：概算保険料160万円未満かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事</li> <li>●7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li> </ul>   |
| 8/31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li> <li>●個人事業税の納付&lt;第1期&gt;</li> <li>●6月決算法人の確定申告・12月決算法人の中間申告</li> <li>●9月・12月・翌年3月決算法人の消費税の中間申告</li> <li>●個人事業者の当年分消費税の中間申告</li> <li>●個人の道府県民税・市町村民税の納付&lt;第2期&gt;</li> </ul> |

## 新情報● 臨時閣議で「日本再興戦略」改訂 2015」などを決定

政府は、本年6月末、臨時閣議で「経済財政運営と改革の基本方針 2015（「骨太の方針）」と「日本再興戦略」改訂 2015」を決定しました。「骨太の方針」では、「経済再生なくして財政健全化なし」と掲げています。安倍首相も、経済・財政一体改革を不退転の決意で断行していくと述べています。「日本再興戦略」では、アベノミクスが第二ステージに突入したとして、必要な改訂が行われました。今後の展望として、労働の分野などについて、気になる部分を紹介いたします。



### 「日本再興戦略」改訂 2015（「改訂戦略の主要施策例」より抜粋）

#### <個人の潜在力の徹底的な磨上げ>

##### ●少子化対策、労働の「質の向上」及び女性・高齢者等の一層の活躍促進

##### ・企業における情報開示の徹底による長時間労働の是正

長時間労働の是正に向けて、女性活躍推進法案及び若者雇用促進法案\*が成立した際には、事業主行動計画や職場情報提供スキームなどのプラットフォームを活用し、企業の労働時間の状況等の「見える化」を徹底的に進める。

\*現在、国会で審議中の法案。女性活躍推進法案では、300人規模以上の民間企業に対し定量的目標を備えた「事業主行動計画」の策定・実施を義務付け、優れた取組を行う一般事業主の認定制度を創設すること等を規定。若者雇用促進法案では、新卒募集の際の職場情報提供を努力義務とし、応募者の求めに対して労働時間や能力開発などの情報提供を義務化すること等を規定しています。

##### ・高齢者の活躍促進（就労マッチング機能の強化）

働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらずその能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整備するため、高齢者の多様な雇用・就業機会や就労マッチング機能の飛躍的向上・強化を図る。

##### ・外国人材の活用

インド・ベトナム等の優秀なIT人材の受入促進のため、現地トップレベルのIT系大学に対し、日本企業への就労に関する情報発信を強化する。また、海外IT系大学の卒業生に対する留学・就労支援等を行うため、海外IT系大学の指定に関する政府間議を進める。【本年中めどに実施】

#### <新時代への挑戦を加速する>

##### ●セキュリティを確保した上でのIT利活用の徹底

##### ・マイナンバーの利活用範囲の拡大

国・地方全体を俯瞰（ふかん）した監視・検知体制の整備等により、マイナンバー制度のセキュリティ確保を徹底する。

その上で、マイナンバーの利活用範囲を、税、社会保障から、戸籍、パスポート、在外邦人の情報管理、証券分野等における公共性の高い業務へ拡大する。【できるだけ早い機会に法制上の措置等を講ずる】

☆ 特に気になるのは、「長時間労働の是正」と「マイナンバーの利活用範囲の拡大」でしょうか。長時間労働の是正は、労働者の健康障害の防止といった側面のほか、労働の「質」を高めるといった目的もあって、ここ数年、政府の重要政策となっています。長時間労働に対する取締りも厳しくなっていますので、注意したいところです。また、マイナンバー制度については、今後の利活用範囲の拡大につなげるためにも、セキュリティ確保を徹底することですので、情報漏えいなどに対する取締りが厳しくなることが予想されます。

あとがき：高校野球は盛り上がりましたね。盛り上げ方には疑問が無くはないのですが、東海大相模高校優勝、神奈川県民としては嬉しいです。ま、わたくしの予想通りでしたけどね・・・ではではご自愛くださいませ。下中

#### 代表：下中 理栄子（社長の「プライマリ」パートナー）プロフィール

創業したばかりの会社や、規模の小さい会社の社長のパートナー。「はじめての雇用」を軸に、会社の成長をサポートする。20年以上の経理・管理経験で、トータルなアドバイスも行う。

経理が好き過ぎて、経理・会計を受ける会社も設立。モットーは「いつも笑顔とホスピタリティー」

子供の頃から歌が好きで、本気で歌手を目指していたという経験を持つ。

事務所&会社名の由来・・・アロドラとは、イタリア語で「ひばり」のことです。歌が好きなことと、事業主様と一緒に高く翔きたいという思いも込めています。

会社名の「ケイリエール」は、経理を応援するというイメージ。「利を得る」の意味もあります。

